

令和元年7月31日

指定障害福祉サービス事業者 の皆様
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書の提出について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定に当たり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」等の規定等に基づき、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書」をあらかじめ都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長）に提出することとなっています。

本加算は、事業年度ごとの加算のため、令和2年度も引き続き本加算を算定する事業所等及び令和2年度から新たに本加算を算定する事業所等については、当該届出書を再度提出してください。（令和2年2月末を予定）

なお、提出に際しては別添「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（厚生労働省通知）」の内容を確認のうえ記載してください。

1 提出書類

○・・・必ず提出 △・・・該当時提出

	様式名	留意事項
○	確認シート 福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書類確認シート	
○	様式1 基本情報	
○	様式1-2 福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書	
○	様式2 福祉・介護職員等特定処遇改善加算計画書	
○	添付書類1 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 (指定権者内事業所一覧表)	
△	添付書類2 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 (神奈川県内事業所一覧表)	※1
△	添付書類3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)	※2
△	添付書類4 職員分類の変更特例に係る報告	※3

【該当時提出書類(上記表中△の書類)の留意事項】

※1 添付書類2	神奈川県内にある複数の事業所等(基準該当サービス事業所を含む)を一括管理する場合で、指定権者が複数にまたがる場合は必ず提出してください。指定権者が複数にまたがらない場合は提出不要です。
※2 添付書類3	他都道府県にある事業所等も含め一括管理する場合に提出してください。県内の事業所のみ管理する場合は不要です。
※3 添付書類4	事業所内配分における職員分類の変更特例を適用する職員がいる場合は、別添「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(厚生労働省通知)」の15ページ「職員分類の変更特例の例示」を必ず参照の上、ご提出ください。

2 提出期限 令和元年8月30日(金)必着(提出先は別紙に記載)

3 書類の作成方法

申請書等を作成する際には、必ず以下の資料をお読みください。

- ・「記載例」
- ・「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示につ

いて（厚生労働省通知）」

【様式等掲載先】

障害福祉情報サービスかながわ

(<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)

「書式ライブラリ」→「6. お知らせ(県内共通)」→「3 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関するお知らせ」

4 提出方法等

(1) 提出方法

封筒に「特定処遇改善計画書在中」と明記してください。

※受領確認のための返信用封筒の同封はご遠慮ください。

受領確認が必要な場合は、簡易書留など送付過程が確認できる確実な方法でお送りください。

(2) 提出先

別紙、提出先等一覧のとおり

※神奈川県内の複数の指定権者にまたがって一括管理する場合も、同じ書類（様式1、添付書類1以外はコピーで可）を該当する指定権者へそれぞれ提出してください。

5 その他

提出した書類の写しを必ず各事業所で保管してください。

○提出先等一覧

事業所 所在地	提出先及び問い合わせ先
横浜市	<p>(障害者) 〒231-0021 横浜市中区日本大通18 横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係 045-671-3601</p> <p>(障害児) 提出先 〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下ビル9階 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 市町村支援センター 実地指導課 児童係 <u>新しい制度のため、かながわ福祉サービス振興会では 特定加算に関する問い合わせには対応できません。</u></p> <p>(障害児) 問い合わせ先 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 045-671-4279</p>
川崎市	<p>〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 (問い合わせはFAXのみでお願いします) FAX 044-200-3932</p>
相模原市	<p>〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局福祉部障害政策課指定・指導班 042-707-7055</p>
横須賀市	<p>〒238-8550 横須賀市小川町11番地 (障害者) 横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411</p> <p>(障害児) 横須賀市こども育成部幼保児童施設課 046-822-8224</p>
上記以外	<p>〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ 045-210-4732</p>